

2024(令和6)年度 定期監査結果に基づく措置状況等の報告(個別事項)

1. 監査の種類 地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査
2. 監査対象年度 2023(令和5)年度及び一部2024(令和6)年度
3. 監査結果報告 2024(令和6)年10月2日

所属等	定期監査結果(指摘事項)	措置状況等
防災危機対策局	後年度における予算の裏付けのない契約については早急に見直されたい。	【検討中】 報告日：令和7年1月9日 債務負担行為の予算措置を講じた。今後、賃借料改定等の現契約内容に変更が生じる場合は、自動更新条項に条件付解除条項を付した契約等で対応したい。
こども未来課	後年度における予算の裏付けのない契約については早急に見直されたい。	【措置済】 措置日：令和7年1月6日 平成29年2月2日付財務部長発出の伊管第711号「不動産賃貸借契約書の改善について(通知)」に基づき、契約書等により「予算の減額又は削除に伴う解除等」条項を追記した。
島ヶ原支所	時間外勤務の事前申請率が低調であった。突発的な事件、窓口業務に係る応対等、やむを得ない場合以外の時間外勤務命令については、所定の手続きを経られたい。	【措置済】 措置日：令和6年10月2日 時間外勤務を命じる場合は、緊急でやむを得ない場合に限るものとし、時間外勤務の事前申請を徹底するよう指示した。措置日以降は、事前申請率100%となっている。
教育総務課	借用物件における取り扱いが、伊賀市公有財産管理規則第48条の規定と異なる理由を明確にされたい。	【検討中】 報告日：令和7年1月24日 賃借料の算定にあつては、伊賀市公有財産管理規則第48条の規定により、伊賀市行政財産目的外使用料条例第2条の規程を準用することとなっている。借入当時の個々の事情により同条例第2条第4項に基づき、個別の契約により年額を定めている。今後、予定されている全庁的な見直しの基準に従い各契約の見直しを検討する。
学校教育課	借用物件における取り扱いが、伊賀市公有財産管理規則第48条の規定と異なる理由を明確にされたい。	【検討中】 報告日：令和7年1月24日 該当の土地は、H21年の契約時から所有者と年額120,000円の賃借料で取り決めをしており、額を下げることで所有者と合意が取れずに土地の借用が困難となることが想定される。また、登記上の地目は田となっているが、現在の利用目的が駐車場であり、土地の利用現状を加味すると地目は雑種地が適切である。以上のことから、土地台帳に基づく評価額での算定は困難であり、「伊賀市行政財産目的外使用料条例」第2条第4項を適用し、契約書によって年額を定めているが、今後予定されている全庁的な見直しの基準に従い協議を予定している。
いがっこ給食センター元氣	普通財産の貸付について、適正な手続きで事務処理されたい。	【措置済】 措置日：令和7年4月1日 令和7年度より普通財産として貸付を行う。令和6年12月13日に借借人を訪問し、令和7年4月より、行政財産目的外使用許可の申請・許可から、普通財産の土地賃貸借契約による貸付となることを説明。併せて減免の適用がなくなること及び新たな貸付予定額を伝え、了承を得る。